

通帳レス口座規定 新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>1. 通帳の不発行 記載省略</p> <p>(追加)</p> <p>2. 通帳不発行にかかる特約</p> <p>(1) 本契約では 預金者は必ずキャッシュカードの発行と<ファースト>プライベートWe b (以下、「プライベートWe b」といいます)、またはファーストバンクアプリサービス (以下、「アプリサービス」といいます) を契約するものとし、普通預金・貯蓄預金の残高・入出金明細等は「プライベートWe b」、または「アプリサービス」の取引照会サービスにより、また定期預金の明細等については「プライベートWe b」の定期預金サービスにより確認するものとします。「アプリサービス」のご利用にあたっては、口座開設時または通帳レス口座への切替時より1ヵ月以内に、同サービスで口座登録申込を行ってください。なお、当該口座登録前1ヵ月を超える期間の明細照会を行うことができません。</p> <p>(2) 預金者が取引明細表の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 記載省略</p> <p>(4) 前項の場合において、窓口で普通預金・貯蓄預金の入出金取引を行うときは、この預金口座のキャッシュカードの提示が必要です。なお、当行所定の本人確認書類の提示と合わせて、キャッシュカードを用いた出金取引においては、払戻請求書 (カード専用) への記入と暗証番号入力、またキャッシュカードの磁気不良時および定期預金の場合は払戻請求書への記入と捺印がそれぞれ必要となります。</p> <p>以下、記載省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1. 通帳の不発行 記載省略</p> <p>2. 通帳レス口座の選択・変更</p> <p>(1) 預金者は、当行との取引開始にあたり、開設する預金口座を通帳レス口座とするか否かを選択するものとします。また、預金者は、当行所定の手続きにより、通帳レス口座以外の預金口座から通帳レス口座へ、または、通帳レス口座から通帳レス口座以外の預金口座へ変更することができるものとします。</p> <p>(2) 預金者が通帳レス口座以外の預金口座を開設していた場合であっても、当該預金口座の残高が1万円以上であり、2年間当該預金口座での取引がない場合には、当行所定の手続きで預金者へ通知を行ったうえで、預金者の同意を得ることなく、当該預金口座を通帳レス口座に変更することができるものとします。なお、この場合、総合口座通帳を使用している預金口座については、別冊の定期預金口座を除き当該通帳にかかる預金口座を通帳レス口座に変更するものとします。ただし、預金者が通帳等の発行を希望するときには、当行所定の手続きにより、通帳レス口座を通帳レス口座以外の預金口座に無料で再変更することができるものとします。</p> <p>(3) 前二項により、通帳レス口座以外の預金口座を通帳レス口座に変更した場合、それまで預金者が保有していた通帳等は、変更の時点で使用できなくなり、記載されていなかった取引明細は、それ以降に記載することはできません。</p> <p>(4) 第1項および第2項の規定により、通帳レス口座を通帳レス口座以外の預金口座に変更した場合であっても、通帳レス口座が選択されていた間に行われた取引については、新しく発行された通帳等に記載することはできません。</p> <p>3. 通帳不発行にかかる特約</p> <p>(1) 前条の規定に基づき通帳レス口座を選択し、または通帳レス口座以外の預金口座を通帳レス口座に変更した場合には、預金者は必ずキャッシュカードの発行と<ファースト>プライベートWe b (以下、「プライベートWe b」といいます)、またはファーストバンクアプリサービス (以下、「アプリサービス」といいます) を契約するものとし、普通預金・貯蓄預金の残高・入出金明細等は「プライベートWe b」、または「アプリサービス」の取引照会サービスにより、また定期預金の明細等については「プライベートWe b」の定期預金サービスにより確認するものとします。「アプリサービス」のご利用にあたっては、口座開設時または通帳レス口座への切替時より1ヵ月以内に、同サービスで口座登録申込を行ってください。なお、当該口座登録前1ヵ月を超える期間の明細照会を行うことができません。</p> <p>(2) 預金者が取引明細表の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。ただし前条第2項の規定により通帳レス口座へ変更した場合には、預金者からの依頼により通帳レス口座変更前の未記帳分から当該依頼までの間の期間分の預金取引明細表を1度のみ無料で発行します。</p> <p>(3) 記載省略</p> <p>(4) 前項の場合において、窓口で普通預金・貯蓄預金の入出金取引を行うときは、この預金口座のキャッシュカードの提示が必要です。なお、当行所定の本人確認書類の提示と合わせて、キャッシュカードを用いた出金取引においては、払戻請求書 (カード専用) への記入と暗証番号入力、またキャッシュカードの磁気不良時および定期預金の場合は払戻請求書への記入と捺印など当行所定の手続きが必要となります。</p> <p>以下、記載省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>